

第 85 号議案

加東市下水道条例及び加東市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例制定の件

加東市下水道条例及び加東市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 月 30 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市下水道条例及び加東市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例

(加東市下水道条例の一部改正)

第 1 条 加東市下水道条例（平成 18 年加東市条例第 162 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 の表せせらぎ東条の項中「、新定」の右に「、吉井、小沢、栄枝、厚利、松沢」を加える。

(加東市生活排水処理施設条例の一部改正)

第 2 条 加東市生活排水処理施設条例（平成 18 年加東市条例第 164 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 まわりぶちクリーンセンターの項及び水の館～オアシス川北～の項を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

第85号議案 要旨

加東市下水道条例及び加東市生活排水処理施設条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

将来に向けて効果的かつ効率的な下水道事業の運営を図ることを目的とした下水処理場統合整備事業の実施に当たり、農業集落排水事業等により整備した下水道を公共下水道へ接続することに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

(1) 加東市下水道条例の一部改正（第1条関係）

新たにせせらぎ東条の処理区域となる区域を加えること。（第2条の2）

(2) 加東市生活排水処理施設条例の一部改正（第2条関係）

下水処理場統合に伴い、汚水処理機能を廃止する施設の名称等を削ること。（別表第1）

3 施行期日 令和4年4月1日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案																																	
<p>○加東市下水道条例の一部改正（第1条関係） （設置） 第2条の2 市に次の終末処理場を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="235 454 1070 863"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>処理区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>せせらぎ東条</td> <td>加東市新定字川谷 659番地</td> <td>南山1丁目～6丁目 の全域、天神、掬鹿谷、 黒谷、秋津、少分谷、 長貞、永福、横谷、森、 岡本、岩屋、森尾、新 定_____の各一部</td> </tr> </tbody> </table> <p>○加東市生活排水処理施設条例の一部改正（第2条関係） 別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="235 1018 1070 1399"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>主たる施設の位置</th> <th>処理区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>まわりぶちクリー ンセンター</td> <td>加東市廻渚537番地</td> <td>畑、廻渚、池之 内、上久米の各一 部</td> </tr> <tr> <td>三草川清流センタ ー</td> <td>加東市上三草10番地</td> <td>上三草、山口、馬 瀬の各一部</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	処理区域	せせらぎ東条	加東市新定字川谷 659番地	南山1丁目～6丁目 の全域、天神、掬鹿谷、 黒谷、秋津、少分谷、 長貞、永福、横谷、森、 岡本、岩屋、森尾、新 定_____の各一部	名称	主たる施設の位置	処理区域	まわりぶちクリー ンセンター	加東市廻渚537番地	畑、廻渚、池之 内、上久米の各一 部	三草川清流センタ ー	加東市上三草10番地	上三草、山口、馬 瀬の各一部	（略）	（略）	（略）	<p>（設置） 第2条の2 市に次の終末処理場を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1193 454 2029 863"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>処理区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>せせらぎ東条</td> <td>加東市新定字川谷 659番地</td> <td>南山1丁目～6丁目 の全域、天神、掬鹿谷、 黒谷、秋津、少分谷、 長貞、永福、横谷、森、 岡本、岩屋、森尾、新 定、吉井、小沢、栄枝、 厚利、松沢の各一部</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1193 1018 2029 1399"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>主たる施設の位置</th> <th>処理区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三草川清流センタ ー</td> <td>加東市上三草10番地</td> <td>上三草、山口、馬 瀬の各一部</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	処理区域	せせらぎ東条	加東市新定字川谷 659番地	南山1丁目～6丁目 の全域、天神、掬鹿谷、 黒谷、秋津、少分谷、 長貞、永福、横谷、森、 岡本、岩屋、森尾、新 定、吉井、小沢、栄枝、 厚利、松沢の各一部	名称	主たる施設の位置	処理区域	三草川清流センタ ー	加東市上三草10番地	上三草、山口、馬 瀬の各一部	（略）	（略）	（略）
名称	位置	処理区域																																
せせらぎ東条	加東市新定字川谷 659番地	南山1丁目～6丁目 の全域、天神、掬鹿谷、 黒谷、秋津、少分谷、 長貞、永福、横谷、森、 岡本、岩屋、森尾、新 定_____の各一部																																
名称	主たる施設の位置	処理区域																																
まわりぶちクリー ンセンター	加東市廻渚537番地	畑、廻渚、池之 内、上久米の各一 部																																
三草川清流センタ ー	加東市上三草10番地	上三草、山口、馬 瀬の各一部																																
（略）	（略）	（略）																																
名称	位置	処理区域																																
せせらぎ東条	加東市新定字川谷 659番地	南山1丁目～6丁目 の全域、天神、掬鹿谷、 黒谷、秋津、少分谷、 長貞、永福、横谷、森、 岡本、岩屋、森尾、新 定、吉井、小沢、栄枝、 厚利、松沢の各一部																																
名称	主たる施設の位置	処理区域																																
三草川清流センタ ー	加東市上三草10番地	上三草、山口、馬 瀬の各一部																																
（略）	（略）	（略）																																

流尾川クリーンセンター	加東市平木 3 9 9 番地 1	平木の一部	流尾川クリーンセンター	加東市平木 3 9 9 番地 1	平木の一部
水の館～オアシス 川北～	加東市吉井 6 2 9 番地 1	吉井、小沢、栄 枝、厚利、松沢の 各一部			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)